

# 健康危機への対応の概要

## 対象分野

### ○災害有事・重大健康危機

- ・NBCテロ、SARS、新型インフルエンザ等
- ・地震、津波、火山噴火等

### ○感染症

- ・感染症発生時の初動対応等、必要措置

### ○医薬品医療機器等安全

- ・副作用被害、毒劇物被害等

### ○医療安全

- ・医療機関での有害事象の早期察知、判断等

### ○結核

- ・多剤耐性結核菌対応等

### ○食品安全

- ・食中毒、BSE、健康食品等

### ○精神保健医療

- ・措置入院に関する対応、PTSD等

### ○飲料水安全

- ・ヒ素化合物による汚染等

### ○介護安全

- ・高齢者虐待、施設内感染等

### ○児童虐待

- ・身体的虐待、精神的虐待、ネグレクト等

### ○生活環境安全

- ・原子力災害(JCO)、環境汚染等

## ○平時対応(日常業務)

### ①情報収集・分析:

- ・感染症発生動向調査
- ・健康危険情報の収集・整理・分析
- ・過去の事例の集積
- ・相談窓口(保健所通報電話の設置)

### ②非常時に備えた体制整備:

- ・計画・対応マニュアルの整備
- ・模擬的な訓練の実施
- ・人材確保及び資質向上・機器等整備
- ・関係機関とのネットワーク整備

### ③予防教育・指導・監督:

- ・予防教育活動、監視、指導、監督

## ○有事対応(緊急時業務)

### ①緊急行政介入の判断

### ②連絡調整:

- ・情報の一元管理・分析・提供
- ・経過記録
- ・専門相談窓口

### ③原因究明:

- ・積極的疫学調査
- ・情報の収集・分析・評価

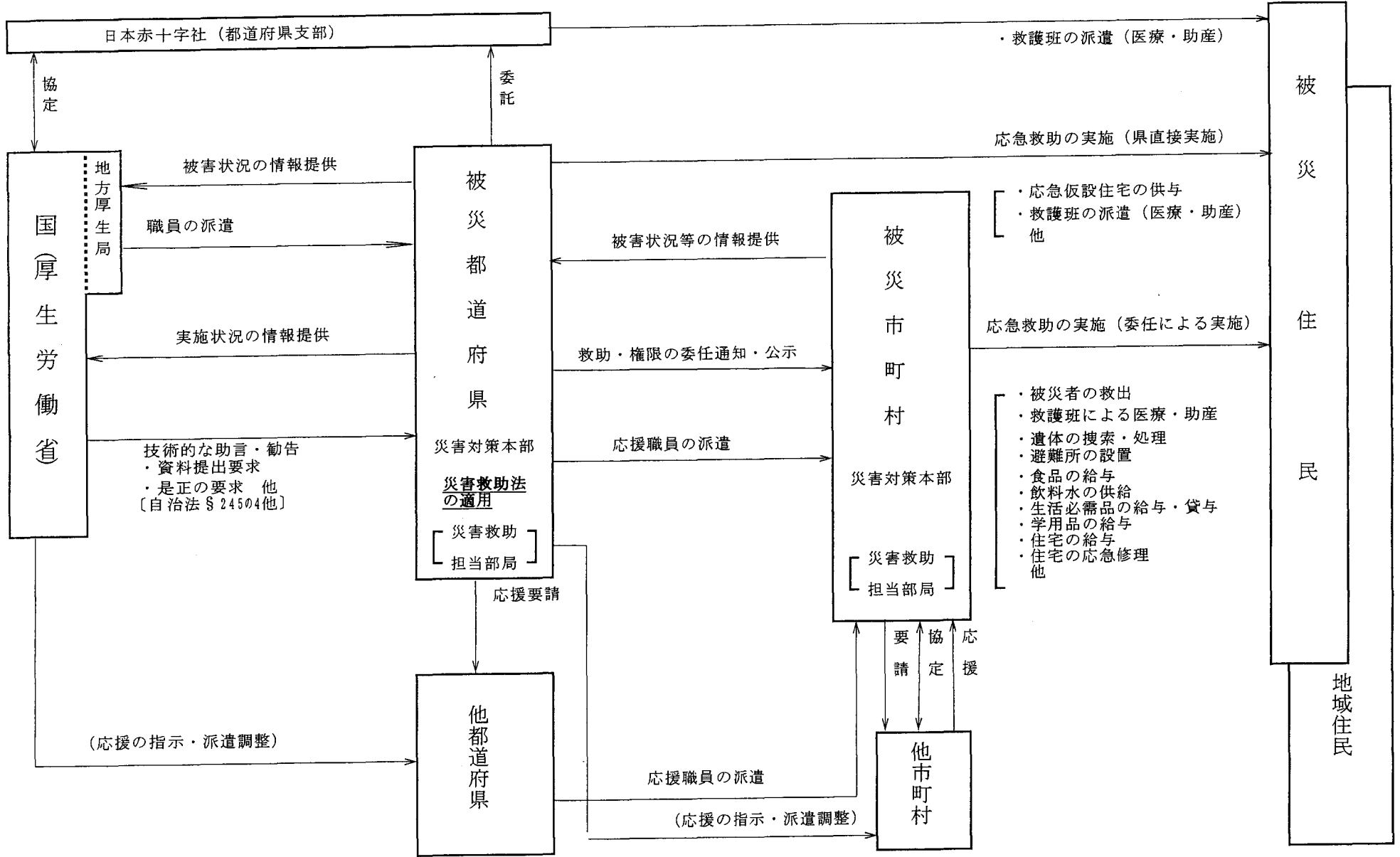
### ④具体的対策:

- ・被害拡大の防止
- ・安全の確保
- ・医療提供体制の確保

## ○事後対応

- ・事例対応の評価
- ・対応体制の再構築
- ・追跡調査
- ・健康相談窓口
- ・PTSD対策

災害救助法による応急救助の実施概念図



# 国民の保護のための法制の基本的な構成

## <総則>

- ・ 国、地方公共団体等の責務
- ・ 国民の協力
- ・ 配慮事項
  - ・ 国民に対する正確な情報の提供
  - ・ 基本的人権の尊重等
  - ・ 国民の権利利益の迅速な救済
  - ・ 指定公共機関の自主性の尊重等
- ・ 指定地方公共機関
- ・ 国民の保護に関する「基本指針」「計画」「業務計画」
  - ・ 国の基本指針
  - ・ 国及び地方公共団体の計画
  - ・ 指定公共機関及び指定地方公共機関の業務計画
- ・ 都道府県及び市町村の国民保護協議会
- ・ 国民の保護のための措置の実施に係る体制
- ・ 国、地方公共団体、指定公共機関等の措置
- ・ 訓練

※ 武力攻撃事態等に準ずる大規模テロ等が発生した事態においても、国民の保護のための措置に準じて必要な措置を講ずることを検討する。

## <避難に関する措置>

- ・ 対策本部長による警報の発令
- ・ 対策本部長による避難措置の指示
- ・ 都道府県知事による住民に対する避難の指示
- ・ 都道府県の区域を越える住民の避難
- ・ 市町村等による避難住民の誘導

## <救援に関する措置>

- ・ 対策本部長による救援の指示
- ・ 都道府県知事による避難住民等の救援の実施  
(収容施設の供与、食品の給与、生活必需品の貸与、医療、埋火葬等)
- ・ 収容施設等の確保、物資の収用等
- ・ 医療の確保
- ・ 安否情報の収集等

## <武力攻撃災害への対処に関する措置>

- ・ 武力攻撃災害への対処
- ・ 市町村長等の応急措置等 (物件の除去等、退避の指示、警戒区域の設定等)
- ・ 消防 (広域支援等)
- ・ 生活関連施設等の安全確保
- ・ 原子力災害への対処、原子炉等による被害の防止
- ・ 危険物質等による危険の防止、放射性物質等による汚染への対処
- ・ 保健衛生の確保 (感染症法の特例、墓地、埋葬等に関する法律の特例等)
- ・ 被災情報の収集等

## <国民生活の安定に関する措置>

- ・ 国民生活の安定 (生活関連物資等の価格安定等、金銭債務の支払猶予等)
- ・ 生活基盤の確保 (電気・ガス・水の安定的な供給、運送・通信・郵便等の確保等)
- ・ 施設及び設備の応急の復旧

## <その他>

- ・ 復旧に関する措置
- ・ 備蓄、避難施設の指定、交通の規制等
- ・ 財政上の措置等 (損失補償、損害補償、費用負担等)
- ・ 罰則

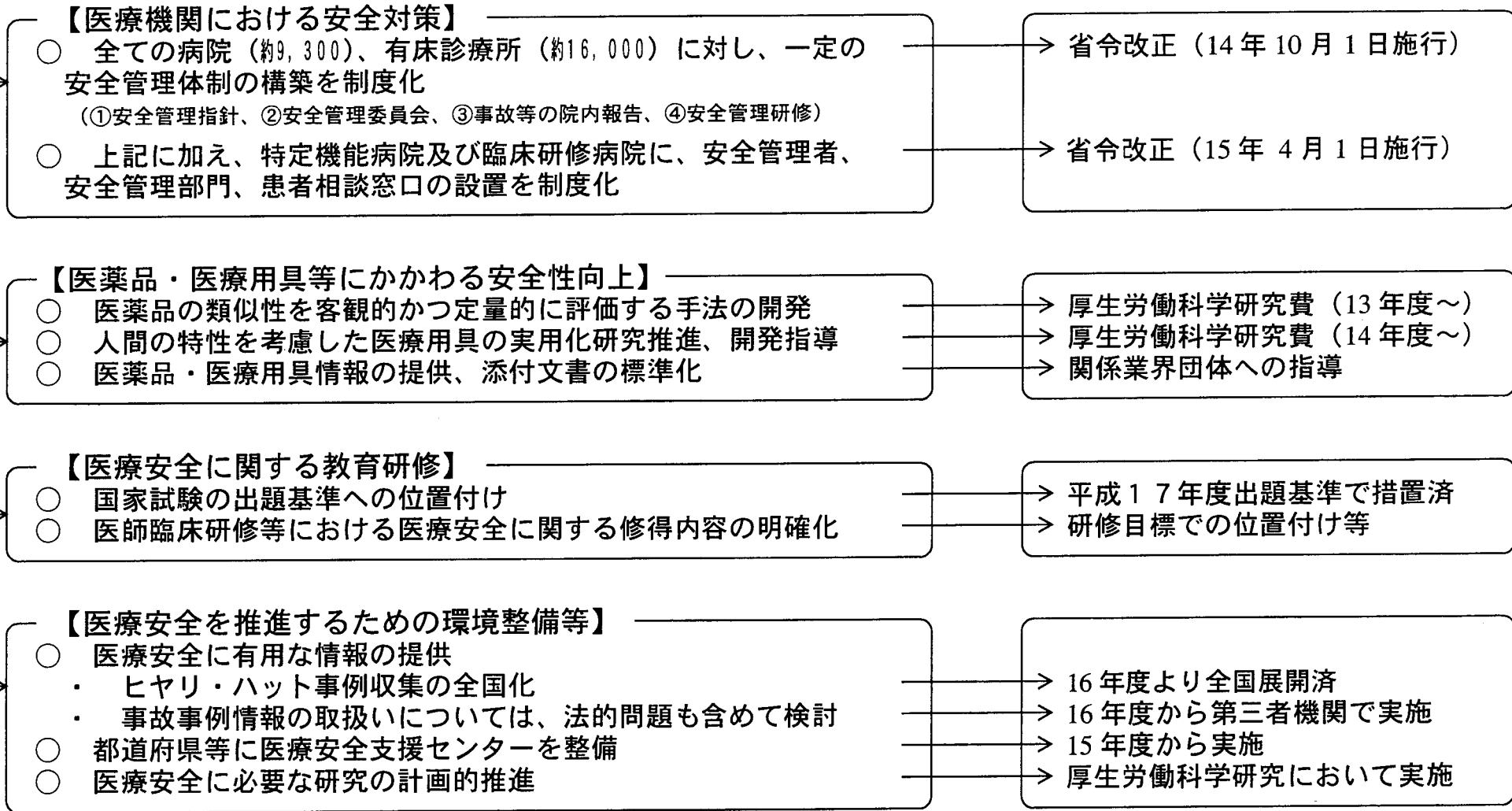
# 医療安全推進総合対策（平成14年4月）を踏まえた実施状況（概要）

## 主な提言

## 施策の実施状況

4

医療システム全体の安全対策が必要



# 大臣アピールにおける施策例の進捗状況について

	概要	対応状況	その他の対応
<b>1. 「人」を軸とした施策</b>			
1) 医師等の資質向上	<p>国家試験における安全意識を踏まえた対応</p> <p>臨床研修における安全意識の徹底</p> <p>生涯教育に資する講習会の受講を奨励</p>	<p>平成17年度出題基準で措置済</p> <p>研究費(平成15年度) 研修目標での明示 安全安心の助産ケアに係る推進事業 (平成17年度予算要求)</p> <p>研究費(平成17年度～)</p>	
2) 刑事事件とならなかった医療過誤等にかかる医師法上の処分及び刑事上、民事上の理由を問わず処分された医師・歯科医師の再教育	<p>医道審における審査の強化</p> <p>再教育のあり方の研究・検討</p>	<p>医道審における検討</p> <p>医道審における検討 研究費(平成15年度～)</p>	
3) 医療機関における安全・衛生管理の徹底—産業医制度の活用	産業医制度の活用	通知等	
<b>2. 「施設」を軸とした施策</b>			
1) 事故情報の収集・分析・提供システムの構築等	<p>第三者機関における事故事例情報の収集・分析・提供システムの構築</p> <p>医療機能評価機構等の受審促進等</p>	<p>平成16年10月より収集等事業の開始 診療行為に関連した死亡の調査分析に係るモデル事業(平成17年度予算要求)</p> <p>(財)日本医療機能評価機構による病院機能評価の受審目標 平成16年度末までに2,000病院</p>	
2) ハイリスク施設・部署の安全ガイドライン導入	ハイリスク施設・部署の特定とリスク要因の明確化 ガイドラインの策定	<p>研究費(平成16年度～)</p> <p>ハイリスク施設・部署の安全ガイドライン導入(平成17年度予算要求)</p>	

3) 手術室における透明性の向上	ビデオ等による記録及び患者への提供のあり方の研究	研究費(平成16年度～) 医療施設等施設整備費補助金等へのメニュー項目の追加(平成17年度予算要求)	
4) 小児救急システムの充実	小児救急にかかる各システムの充実(小児救急電話相談事業及び小児救急地域医師研修事業の実施)	救急医療対策実施要綱(H16.4)及び医療施設運営費等補助金交付要綱(H16.8)の通知	
5) 周産期医療施設のオープン病院化	モデル研究	研究費(平成16年度～) 周産期医療施設のオープン病院化モデル事業(平成17年度予算要求)	16年度診療報酬改定にて措置済
6) 病院設計における安全思想の導入	ガイドライン作成	研究費(平成15年度～)	
<b>3. 「もの(医薬品・医療機器・情報等)」を軸とした施策</b>			
1) 治療法選択に係るEBMの確立及びガイドラインの作成支援	ガイドライン作成 医薬品における2次元コード・ICタグの利用	研究費(平成16年度～) 検討会(平成16年度～)	
2) 薬剤等の使用に際する安全管理の徹底	名称・外観データベースの整備 薬剤使用者制限	システム開発費(平成16年度～) 通知において検討を依頼(H15.11) 随時勧奨	
3) ITの導入・活用	オーダリングシステムの医療安全のための活用 点滴の集中管理 患者の参加による安全推進	研究費(平成16年度～) 研究費(平成16年度～)	
4) 輸血の管理強化	輸血医療を行う医療機関での責任医師及び輸血療法委員会の設置 特定機能病院・臨床研修指定病院における責任医師、輸血部門等の設置	随時指導 省令改正(H15.5)及び通知	平成16年7月「輸血医療の安全性確保のための総合対策」を策定
5) 新しい技術を用いた医療安全の推進	新規技術の研究	研究費(平成15年度～)	